

第2 計画の内容

1 重点施策

計画を推進するための実施施策の中から、重点的に取り組む施策として、次の14の施策を「重点施策」として定め、積極的に推進していきます。

基本目標	暴力を許さない社会づくりの推進
-------------	------------------------

重点1 生命(いのち)の安全教育*の推進(2)

子供のころから性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解し、性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないために、子供の発達段階に応じた学校等での指導を進めます。

発達段階に応じた、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者とならない教育の推進
--

重点2 デートDV防止啓発の推進(3)

デートDVを未然に防ぐとともに現に被害にあっている生徒・学生の相談を促すため、学校において若年者に対しデートDV防止啓発を行えるよう啓発資料を作成・配布し、講座を開催します。

啓発に当たっては、若年者の行動範囲の広さを考慮して手法を検討するとともに、インターネットやスマートフォンの普及等の社会情勢を踏まえ、リベンジポルノ*の予防やSNS等を利用する際の注意点にも留意します。

デートDV防止講座の実施	年20校以上
デートDV啓発資料の作成・配布	

重点3 警察における加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置 (5)

現に暴力が行われていると認められるなど加害者の行為が犯罪行為に該当する場合は、直ちに被害者の安全を確保するとともに迅速な捜査を行い、被害者の意向を踏まえつつ、DV・ストーカー等の加害者の検挙、指導及び警告を行います。

加害者の検挙、指導及び警告その他の適切な措置

重点4 加害者とならない予防啓発の推進(5)

これまでの被害者に気づきを促して相談を呼びかける広報や啓発に加えて、どのような行為がDVに該当するのかなどの広報を通じ、加害者へDVの気づきを促すなど、誰もが加害者、被害者、傍観者とならない予防啓発を推進しま

す。

DVの加害者、被害者、傍観者とならない予防啓発の推進

基本目標 被害者の安全確保と支援体制の充実

重点5 市町村における相談機能等強化への支援（3）

被害者にとって身近な市町村において、相談から保護・自立支援までの各種支援の窓口として行政手続等に対応する配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するため、設置を検討している市町村に対し、適切な助言と支援を行います。

市町村職員に対し、研修実施や市町村窓口からの個別事案について相談に応じるなど、市町村の相談・支援対応能力の向上を図ります。

配偶者暴力相談支援センター設置市町村数
20市（令和3年7月1日現在） 30市（令和8年度末）
人口10万人以上の市への設置を目指します。

重点6 若年者向けの相談体制等の充実（3）

県配偶者暴力相談支援センター、教育委員会、学校及び関係機関が連携し、情報共有などを通して、若年者の相談において幅広く適切な対応ができるようアドバイスを行います。

教育関係者向け研修会 年1回以上
デートDV防止啓発ハンドブックや啓発リーフレットを活用した
学校での相談体制の充実とデートDVへの取組強化

重点7 一時保護施設の機能強化と被害者への支援体制の充実（4）

DV被害者の課題に応じ、迅速かつ適切な保護を確保するため、一時保護施設と市町村や関係機関等との連携を強化し、被害者の自立に向けた支援体制の充実を図ります。

一時保護施設において被害者が同伴する子供に対して適切な心のケアが行えるよう、組織体制の充実を図ります。

多様な被害者の状況を考慮した関係機関等を対象とした研修会等の
開催 年7回以上
被害者の同伴児童に対する面接の実施

基本目標 安心して生活再建するための自立支援の充実

重点8 DV被害者とその子供に対する心のケアの実施(2)

DV被害者が自立していくためには、被害者本人とその子供の精神的な安定が必要です。被害者とその子供に対する適切な心のケアを身近な地域で受けられるよう支援体制を構築します。

併せて、自立への活力を引き出す心理教育プログラム*を実施します。

DV被害者(その子供を含む)を対象とした心理教育プログラムの実施
年1か所以上

重点9 一時保護施設における就業支援(3)

一時保護施設において、就職支援セミナーやキャリアカウンセリングを実施し、被害者に対する就業を支援します。

一時保護施設における就業支援
就職支援セミナー・キャリアカウンセリングの実施
年12回以上

重点10 安定的な自立に向けての継続的支援(6)

被害者の安定的自立に向け、市町村等関係機関と連携し、被害者の見守りなど継続的な支援を行います。

市町村等関係機関との連携強化による継続的支援

重点11 民間団体による継続的自立支援(6)

シェルターの運営等をしている民間団体と協働し、相談・情報提供・同行支援・心のケアを含めた継続的な支援を行い、DV被害者の自立支援を図ります。

DV被害者への継続的な自立支援の実施

基本目標 子供の安全確保と健やかな成長への支援

重点12 DV対応機関と児童虐待対応機関との連携強化(1)

婦人相談センターと児童相談所は、DVや児童虐待に係る業務とその連携について理解を深めるための所内研修などを実施するとともに、一時保護入所者とその同伴児童の安全な生活を確保するため、情報共有などの連携を推進します。

また、市町村におけるDV対応機関が要保護児童対策地域協議会に参画す

るよう働きかけます。

県及び市町村におけるDV及び児童虐待に係る情報共有に向けた連携強化

DV対応機関の要保護児童対策地域協議会への参加促進

DV・児童虐待対応機関による相互の研修参加の促進

重点13 一時保護施設における保育・学習支援の充実(3)

被害者が同伴する子供に対する一時保護期間中の保育・学習については、心のケアを行いつつ、専門スタッフの配置など支援体制の充実を図ります。

一時保護施設における専門スタッフ等による学習の実施 週5日

基本目標 民間団体との連携・協働の推進

重点14 事業活動への支援(2)

民間団体がDV被害者に寄り添い、柔軟で機動的な支援を行うことができる特性を生かし、安定した経営基盤の下で活動が継続できるよう、財政的支援を行います。

また、民間団体が行う活動への助言や広報の協力等必要な支援を行うとともに、継続的な自立支援など民間団体と連携した被害者支援方策の検討など取組の充実に向けて、民間団体交流会等による意見交換を行います。

さらに、民間団体で活躍できる人材の養成を図ります。

このほか、DV被害者支援情報、研修機会等の情報、県が行う民間団体を対象とした事業の情報など関連する情報提供を行います。

民間団体交流会の開催 年2回以上

フォローアップ講座の開催 年1回以上

民間団体への情報提供 月1回以上